

第五章 コモン・ローとローマ法とジェームズ一世

ジョン・カウエル事件と一六一〇年議會

第一節 カウエル事件の意義と問題の所在

エリザベス一世の死去に伴い、スコットランド国王ジェームズは一六〇三年、イングランドの王位を継承し、翌一六〇四年イングランドで最初の議會を召集した¹。当初議會はジェームズに対し寛大な姿勢を示し、一六〇六年には総額四〇万ポンドにのぼる課税を承認した。しかしジェームズの浪費は議會の予想をはるかに超え、一六〇八年にソールズベリ伯ロバート・セシルが大蔵卿に就任した時点で負債総額は五〇万ポンドに達していた。ジェームズとセシルは財政問題の解決のため、議會に諮ることなく賦課金(imposition)の対象範囲を拡大し、未確立の品目に規定の税率を超えて課税した。賦課金は、テューダー期に国内産業保護のために輸入品の規制を図る目的で国王大権の一つとして認められ、一定の品目と税率が定められていた。ジェームズとセシルはこれを宮廷の財源調達という別の目的へと転用したのであった。当然この政策は激しい反発を招き、その合法性は法廷で争われた。「ペイト事件」(一六〇六年

として知られるこの訴訟はコモン・ロー裁判所の財務府裁判所で争われたが、判決は全員一致で議會の同意なき国王の輸入品への課税を合法とみなした。そこには国王の絶対的大権を擁護するローマ法的な論拠が示されていた²。もし緊急時の調達権という国王大権によって、議會の同意なき課税を通じて財源調達が可能になってしまえば、議會の存在そのものが脅かされかねなかった。こうした事態に直面して、庶民院ならずコモン・ローヤーの議員はジェームズに対する姿勢を硬化させ、一六一〇年議會での先鋭化した国制論争へとつながっていくのである。

一六〇七年以降開かれていなかった議會が一六一〇年に召集されたその目的は、新たな財政制度を提案するためであった。二月九日に会期が始まると、一五日にはセシルから庶民院に対して王室財政の詳細な説明とともに、毎年二〇万ポンドの補助金(subsidy)と負債償却のための六〇万ポンドの一時補助金の要請があり、その交換条件として封建的付帯義務の廃止が提案された。いわゆる「大契約」と呼ばれるこの提案を受けて、議會の審議は冒頭から国王の課税権それ自体の問題をめぐって激しい論争となった³。

他方、ローマ法を継受したスコットランドの出身でコモン・ローに疎遠であったジェームズに対して、人びとは少なからぬ不安を抱いていた。ジェームズは即位後最初の議會で冒頭から、イングランドとスコットランドが「同じ一つの法」によって「一つの王国」として統治されることを訴え、物議を醸していた⁴。この合同問題では議會はコモン・ローの

優位性を訴え反発した。さらに「国王の禁止令状事件」(一六〇七年ではコモン・ローの理解をめぐって、ジェームズはコモン・ロー裁判所の人間訴訟裁判所首席裁判官エドワード・クックと衝突した⁵。こうした事情から当時の人びとは、国王がイングランドにおいてコモン・ローをローマ法に置き換えるのではないかとの懸念を抱いていた。実際後述するように、この種の懸念が広く存在していたことはジェームズ自身も一六〇一年議会で認めている。

このように王権と議会との対立が増していく過程にあつて、ローマ法学者がビザンティン主義的皇帝理念に立つて国王の絶対的権力を擁護する動きが目立ち始めていた。本稿で主題として取り上げるジョン・カウエル(John Cowell)はまさしくそうした動向を示す代表的な例であつた。彼は、ケンブリッジ大学ローマ法欽定講座担任教授の地位にあり、カンタベリー大主教の代理法務官にも任命された当時最も著名なローマ法学者の一人であつた。国王と議会が対立を深めるさなかの一六〇七年、カウエルは、国王の絶対的権力をローマ法的見地から擁護する「絶対君主制」の国制論を、その著『解釈者』(*The Interpreter*, 1607)⁶のなかで展開した。問題のこの著作は、一六〇七年の議会閉会直後に刊行され、その作品が法律辞典として有用であつたことも相俟つて広く普及していった。当時の記録によれば、人びとは、国王が「コモン・ローを低く評価し、コモン・ローよりもローマ法を高く称賛しており、コモン・ローに対立するローマ法学者カウエル博士の執筆した『解釈者』を是認してい

る」と受け取つていた⁷。一六一〇年に約三年ぶりに議会が開かれたとき、賦課金の不法性ならびにベイト事件判決の不当性に対する訴えと、政府の補助金要請に対する反発が巻き起こるさなか、カウエルの『解釈者』を糾弾する動議が庶民院において提出されたのであつた。それは、政府側の財政提案が示された八日後のことであつた。

庶民院はカウエルの「絶対君主制」の言説を厳しく非難したが、その国制論が高度に原理的な問題を含んでいたことから、庶民院の審議もいきおい国制の原理に関わるものとなつた。他方、ジェームズもこのカウエル事件において自ら事態の打開に乗り出した。そこで示された言説は、彼がイングランドの統治の場で示した最初の本格的な政治理念の表明でもあつた。このようにカウエルの著作をめぐる一連の出来事は、国制論争へと至る一六一〇年当時の王権と議会の関係を読み解く上で示唆に富んだ象徴的な事件であつたといえよう。

しかしながら、このような重要な歴史の局面において起こつたカウエル事件については、一つのエピソードとして取り上げられることはあつても、カウエルの作品や一連の審議過程について詳細に考察した研究は意外に少ないと言わざるを得ない。伝統的ウィッグ史観に立つた研究では、絶対主義王権と議会の対立を当然の前提とした上で、カウエルは生粋の絶対主義者として取り上げられる。この時期の研究は、『解釈者』の問題箇所の指摘と事件の概要説明に留まつており、カウエルの法と国制の観念および事件の背景や過程が十分に検証されることはなかつた⁸。

その後、カウエルをテーマに詳細な考察を行ったのはクライムズ論文である。クライムズはカウエルの『解釈者』における見解をローマ法学者の学問的帰結と捉え、特別な政治的意図を否定し、国王と庶民院の政治闘争の「チエスの歩」としてカウエルが利用された面を強調する。¹⁰。また近年では修正主義論争のなかで、カウエルへの言及がしばしば確認される。G・R・エルトンは、絶対的権力を記述したカウエルの著作を弾劾することに対して、庶民院はもとより貴族院、ジェームズも進んで同意し、そこには国王大権を法に基づかせる「正統な教説」が共有されている、カウエルは「非イングランド的な法と手続」に惑わされた異端だと見なす。またM・ホーキンスも、王権と議会の根本的な政治対立を否定し、当時の一般的な政治観念が両者に共有されていたと想定したうえで、カウエルはこれに挑戦した「粗野で特殊な」論者であり、しかもその見解さえ綿密に分析すれば、さほど絶対主義的な内容のものではないと指摘する。他方、ネオ・ウィッグ的な視点に立つJ・P・サマウィルは、こうした修正主義の見解に異論を唱え、絶対主義の観念はローマ法学者および聖職者の間で当時から流行しており、カウエルはそうした動向の典型的な現れであったと主張する¹¹。

以上のようにカウエルに関する研究は、イングランドにおける絶対主義と立憲主義の文脈でつねに議論されてきたと言える。カウエルの言説に対する研究上の評価はそれぞれの研究時期において大きく異なり、時としてまったく相反する見方がされている。第一に、ジェームズを含め

た当時の絶対主義の台頭を前提とし、カウエルをそうした絶対主義の流れを代表する典型例と見なす見解、第二に、カウエルは貴族院さらには国王ジェームズにさえ糾弾された極端な絶対主義の論者であると見なす見解（その場合ジェームズは絶対主義者とは見なされない）、そして第三に、カウエルの絶対主義的性格さえも否定し、イングランドにおける絶対主義の存在そのものを否定する見解、以上のように三つの類型に分けて整理することができよう。そして伝統的なウィッグ史観の研究と近年のネオ・ウィッグ的な研究は第一の傾向に、他方、修正主義の研究は第二か第三の類型に属するといえよう。

従来の研究において相対的に欠如しているのは、ローマ法学者としてのカウエルの法と国制の観念、およびその意図や政治的文脈に関する十分な検証である。と同時に、庶民院、貴族院、ジェームズがカウエルに対して示したそれぞれの態度を、彼らの国制観念や政治的意図と関連づけながら読み解いていく綿密な考察も求められているといえよう。さらに加えて、以上のような一六一〇年頃の政治的事件の意味を十分に浮き彫りにするためには、当時の政治社会におけるコモン・ローとローマ法と王権の関係を改めて再考し、その政治的文脈のなかにカウエル事件を位置づけ直して検討する必要がある。従来の研究においては、カウエル事件は議会史のなかの幕間のエピソードのごとく扱われがちで、以上のような課題が十分に果たされてきたとはいえない。しかし筆者の見るところ、カウエルをめぐる一連の出来事には一六一〇年当時の政治社会の

状況変化が集約的に表現されており、それを読み解くことは当時の政治史を理解する上で有益な作業であると思われる。

本稿の狙いは以上のような課題に応えることにある。第一節では、カウエルの作品と執筆の経緯について考察する。その際、『解釈者』だけでなく、もう一つの作品『イングランド法提要』(*Institutes of the Lawes of England* 1605)¹¹との比較を通じてカウエルの法と国制の観念を検討する。第二節では、議会におけるカウエル事件の審議の過程を検証し、庶民院コモン・ローヤーと貴族院のそれぞれの態度を明らかにしていく。

第三節では、カウエル事件に対するジェームズの対応を検証し、彼の意図と統治理念について、イングランドの伝統的国制との関係で検討する。最後に第四節では、エリザベス期からジェームズ期にかけてのイングランドにおけるローマ法の意義およびローマ法とコモン・ローの関係を考察するなかでカウエル事件を再検討する。それは、前期ステュアート期において、「古来の国制」論が展開されるうえで、一六一〇年という歴史の地点が持つ意義を明らかにする作業でもある。

第二節 ジョン・カウエルと『解釈者』

ローマ法の言説

(一) カウエルの経歴と『イングランド法提要』

ここではまず、カウエルの経歴と彼のもう一つの著作『イングランド法提要』の内容について検討しておきたい。彼は、専ら大学でのローマ法の研究・教育に従事し、イングランドにおいて当時最も著名なローマ法学者の一人となった人物である。主な略歴を確認しておく。一五五二年、デボン州ランドキーで生まれ、七〇年、ケンブリッジ大学キングズ・カレッジに入学し、七五年に学士号を、七八年には修士号を取得。その後八八年に法学博士の学位を取得している。七三〜九五までキングズ・カレッジのフェローを務め、九四年にはケンブリッジ大学ローマ法欽定講座担任教授に就任し、その後一六一一年に死去するまで在職。さらに、九八年にはケンブリッジ大学トリニティ・ホール学寮長に、一六〇三丁四年にはケンブリッジ大学副総長に就任。晩年の一六〇八年にはカンタベリー大主教の代理法務官にも任命されている¹²。以上のように、カウエルの経歴は、その生涯を大学でのローマ法の研究・教育に専心してきた学者のそれであり、法実務および政治実践の経験は希少であった。さらに、彼のこうしたキャリア形成が主にエリザベス治世期に行われたという事実は、後の第四節の考察との関連で指摘しておく必要がある。

カウエルは、晩年に二つの作品を著しており、本稿で取り上げる『解釈者』(1607)に先立って、『イングランド法提要』(1605)という法律

書を刊行している。この作品の執筆目的は、表紙に記されている通り、コモン・ローを習得する学生が「イングランドの慣習」をより良く理解できるように、「ローマ法制に従って」イングランド法を編纂し、計九九の一般原理を定義しようと試みたものである¹³。このようにローマ法を参照しながら、イングランド法に一般原理を定式化する試み自体は、ローマ法学者だけでなく、実は一六世紀後半から一七世紀初期のコモン・ローヤーにも広く見られる傾向である。

ここでは、『提要』のなかで示されたイングランドの法と国制に関するカウエルの見解を確認しておこう。彼によれば、イングランド法は六つの主要な基礎から構成される。理性の法、神法、王国共通の一般的慣習、確実な原理・格律、地域ごとの個別的慣習、制定法がそれである（コモン・ローは一般的慣習に相当し、理性の法と神法に適い、原理・格律を含む）。またイングランド法は二つの部分から成る。一つは「古来の慣習」であり、「人民の同意」と「国王の宣誓」によって確証されてきた。もう一つは「制定法」であり、これは既成の慣習を補充・修正すべく議会によって制定される。どちらも自然法と万民法から導き出され、正義と理性に適っている。またイングランド法は三つのカテゴリー、すなわちコモン・ロー、慣習、制定法にも分類される。このうち成文法である制定法は国王の意思ではなく、王国全体の同意によって作成され、国王の召集する議会がこれにあたる¹⁴。

以上のようなイングランド法の説明は、すでにわれわれが本稿第二章、

第三章で確認してきたような、人文主義とローマ法学の影響を受けていた当時のコモン・ローヤーの一般的理解と比べて、さしたる差異はない。また冒頭の一般的説明に続く個別の考察も主に私法の領域に属する個々の事柄を定義したもので、とくに問題のあるものではない。『提要』のなかには、『解釈者』の場合と違って、コモン・ローや議会、国王大権などをめぐって政治論争を惹き起こすような内容のものは見られない。

（二）『解釈者』と絶対主義の国制論

カウエルの二作目の作品『解釈者』は、庶民院に重大な懸念を抱かせることになったが、この著作も全体として見れば、先の『提要』と同様、学術的な作品であり、当時の一般的な法律用語に定義と注釈を施し、アルファベット順に整序した法律用語辞典であった。この『解釈者』を執筆したカウエルの意図は、作品の表紙、大主教バンクロフトへの献辞、読者への序文のなかに現れている。表紙では、題名に続いてこう紹介されている。「用語の意味を収録した作品。本書には、勝利と名声の輝くこの王国の法律書や制定法のなかで述べられていて、しかも解説や解釈を必要とする、すべての、あるいはほとんどの用語と術語についてその真の意味が説明されている。本書は、我々の法や制定法その他の古文書の知識を徹底的に習得しようとする人びとにとって有益なだけでなく、必

要不可欠なものとなる¹⁵。実際それは、カウエルが自負することく、収録語数二〇〇項目を越え三〇〇頁に及ぶ大部の本格的な法律用語辞典である。その学術的有用性は、それが一七世紀だけでなく、世紀を越えて再版を重ねていることから明らかである¹⁶。

他方、政治的に興味深いのは、大主教宛の献辞文である。作品の冒頭に掲載されたこの献辞は、ローマ法学者カウエルの政治的位置と、『解釈者』のなかで絶対主義を擁護した動機を理解するうえで非常に示唆的である。カウエルは、バンクロフトへの感謝の言葉を綴った献辞文のなかで、彼の「父のごとき激励」により、ローマ法研究に従事してきたことを述懐し、「あなたは最初、私をこうした研究へと着手せしめ、遂には一種の必然として、私を本書の企画へと向かわしめた」と述べ、その「莊重な助言」に対して感謝の意を記している¹⁷。ここには、カウエルとバンクロフトの長期にわたる親交関係がうかがわれ、一六〇八年のカウエルのカンタベリー大主教の代理法務官への就任はその端的な例証である。またこの献辞では、ローマ法を専攻した動機とローマ法によるイングランド法の再編という企てそのものが、バンクロフトの助言に由来するものであったことを述懐している。

一般的に、前期ステュアート期のローマ法学者には、特定の政治的党派への意識的な参加とは異なった様式での国王至上主義 (royalism) が見られた。コモン・ローヤーの政治的帰属が宮廷派と議会派に分かれて交錯していたのに対し、ローマ法学者は王権ないし宮廷に接近する共通

した傾向を示していた。また当時のローマ法学者の大多数は、ローマ法学者の職能団体に属していたが、彼らの主たる法実務の一つが、カンタベリー大主教の教会裁判に関わるものであった¹⁸。ローマ法学者の国王支持の傾向、宮廷および高位聖職者との密接な関係は、カウエルの場合にも該当しているといえよう。

そして『解釈者』では、『提要』にはなかった「絶対君主制」の見解が明確に表現されている。この種の言説がカウエルにおいて最初に現れたのは、一六〇六年頃のことである。この時の経緯もやはりバンクロフトとの関係によるものであった。それは、大主教に就任したバンクロフトの要請を受けて、「国王は、その主権が求めた時、あらゆる種類の事柄を聞き、決定する権力を持っている」ことを示す論拠を、カウエルがローマ法のなかからまとめた際のことであった¹⁹。『解釈者』の刊行はその翌年にあつている。

もとより、二〇〇項目もの膨大な数の法律用語を詳細に解説したこの作品は、『イングランド法提要』と同様、全体としては、彼のローマ法学者としての長年にわたる学術研究の蓄積によるものであったことはいうまでもない。献辞文に続く「読者への序文」では、表紙の記載と同様、本書が「法の技術に属する」術語に主たる関心が置かれ、その目的は一貫して「知識の進歩」にあると宣言している²⁰。

以上のように、カウエルの『解釈者』には二つの異なる性格が見られる。一つは、先の『提要』と同様に、イングランド法の学術的な解説と

いう側面であり、これはコモン・ローの習得をめざす学生および法律家を名宛人とし、ローマ法の知識と方法に基づいてイングランド法を体系化された法典へと編纂しようとする学術的な欲求が執筆の動機となっている。この基本的な性格に加えて、いま一つの性格は、聖職者の絶対主義への傾斜を促進した大主教バンクロフトの後見に対してローマ法学者として応答した側面であり、これはバンクロフト、ジェームズ一世らを名宛人とし、国王の絶対的権力を正当化する論拠をローマ法的見地から調達するという明確な政治的意図が働いていたといつてよい²¹。この点は、この時期のイングランドにおけるローマ法の二つの意義と、同時代のコモン・ローヤーのローマ法に対する両義的な態度を考察する、この後の考察との関連で重要である。

続いて、『解釈者』のなかでカウエルが展開した国制論を確認し、そこで彼が企図した点を明らかにしておこう。彼は、中世の代表的コモン・ローヤーであるトマス・リトルトンを批判し²²、コモン・ローを軽視する見解を示すとともに、議会の特権を否定し、国王の絶対的権力を擁護する「絶対君主制(absolute monarchy)」の議論を展開した。

カウエルによれば、「国王」は、イングランドの「国土全体」に対して「最も高次の権力」を持ち、「絶対的支配」を行う。国王は、「絶対的権力によって法の上に立つ」存在である。たしかに国王は、法作成の過程において、「三身分、すなわち聖職貴族、世俗貴族、庶民」を召集して意見を聴くけれども、それは国王に対する法的制約として行われているの

ではなく、国王自身の「慈愛」から発しているものであり、「戴冠の際の宣誓」に基づく妥協にほかならない。彼は、戴冠時に「国土の法」を改変しないと宣誓したけれども、「公共財産」に有害であると判断すれば特定の法を改変もしくは停止することができるのである²³。このように、カウエルは、本来、絶対的権力を持つ国王は、戴冠時の宣誓に基づいて議会の同意を尊重するけれども、必要ならばこの宣誓に拘束されることなく、法の作成および改変を意のままに行つ権力を持つと主張する。ここでカウエルは、国王の絶対的権力の論拠を、興味深いことに、「ヘンリー・ブラクトン、トマス・スミスに求めている²⁴。

もとより、彼らの議論は、第一章で確認したようにローマ法の一つよい影響を受けているとはいえず、単純な絶対主義の理念ではない。中世後期以来のイングランドの法思想は、法や議会による限定を通じて、王権の高揚を図るといふ二重性を持っている。したがって、ブラクトンもスミスも、立憲主義としての典拠も可能であれば、まったく逆に王権の強化のための引証も可能だったわけである。カウエルは、こうしたイングランドの統治構造における二重性を十分に認識していた上で、あえて一義的な統一を図ったものと見られる。それは、「議会」に関するカウエルの説明のなかにはつきりと表れている。

議会について、カウエルは、ここでもトマス・スミスを典拠としながら、イングランドの伝統的理解に従つてこう説明する。それは、「国王と王国の三身分すなわち聖職貴族と世俗貴族と庶民とで構成された会議

体」であり、「コモンウェルスに関する諸問題を討議し、とくに法を作成したり、改変したりすること」を目的とする。この議会という「会議体ないし法廷」は、イングランドの他のすべての制度のなかで、「最も高次の最も偉大な権威」を持つ²⁵。しかし、カウエルによれば、王権の至上性と議会の至上性のうち、「どちらか一方が真実」であらねばならない。「国王が議会の上に、すなわち王国の実定法の上に立つ」存在なのか、それとも「国王は絶対的君主ではないのか」。カウエルの見解によれば、国王は「王国全体の同意によって法を作る」けれども、それは国王による「慈悲的政策」あるいは「政治的慈悲」であって、議会および王国の実定法に国王を拘束してしまうことは、「絶対君主制の性質と基本構造 (constitution)」に矛盾するものである²⁶。

統治構造の二重性を排し、国王の絶対的権力に「義化しようとする意図は、「国王大権」の説明箇所にも表れている。カウエルによれば、国制に関する「民族ごとの慣習は非常に異なっている」としても、「国王大権の射程に含まれる」ような「高次の性格の王権」についていえば、イングランドの国王に属していない権限は、「世界で最も絶対的な君主」にも属していない。イングランドの国王は、「この王国の慣習によってのみ、三身分の同意なしには法を作らない」とされている。では、「法を作る国王の権力は制限されているのか」、それとも国王による法作成は、「神聖で殊勝な政策」なのか。カウエルは、「イングランドの国王は絶対的君主である」と結論づける²⁷。彼は、統治様式は各民族の慣習に由来し、

多様であるとしつつ、しかし緊急時の「必要」の際の立法や課税という高次の王権の機能は、民族の慣習を超えたところに位置し、その意味で慣習の様式に縛られることなく、絶対的であると主張する。国王大権は、国王がもつ「特殊な権力」あるいは「特権」であり、「コモン・ローの通常の手続きを超えたところにある」のだ、と²⁸。

さらに、以上のようなカウエルの国制論と関係して興味深いのは、カウエル問題が審議された一六一〇年議会において、バンクロフトがおこなった発言である。国王による課税の問題をめぐって、バンクロフトは、

「思弁的神学 (speculative divinity)」と「実践的神学 (practic divinity)」の区別を立てて議論している。かれは、一六一〇年五月四日の貴族院の審議でこう語っている。「国王における必要 (necessity)」の問題をめぐって、「私は思弁的神学を考証してきたが、それに基づいて言えば、君主制は君主を「法の制約から」免除すべきである」と²⁹。さらに五月五日にも、庶民院でも同様な見解を披露している。「今日、一種の実践的神学が用いられているが、これについては、私はほとんど経験をもたない」ので、これに基づいて「私は語ることはできない」としつつも、しかし「私の知る思弁的神学においては、国王は必要の際には「法の制約から」免除されねばならない」と³⁰。つまり、バンクロフトは、実際的にどうあるべきかという議論については巧妙に回避しつつ、あくまで純粹理論的な神学の立場から、国王は、緊急時の「必要」の事態においては、法の制約を離れて、つまり議会の同意を経ずに、臣民に対して自由に課

税することができるし、それを認めることは臣民にとつての義務である
と、主張しているのである。バンクロフトの示した見解は、「理論」
(speculation)と「実践」(practice)の区別という論拠をくり返し持ち
出すことで自己防御を図っている点でカウエルよりは巧妙ではあるもの
の、基本的には絶対的な国王大権を擁護した、カウエルと同じ絶対主義
的な国制観を示しているといつてよい。

さらに同じような見解は、「禁止令状(writ of prohibition)」をめぐる
バンクロフトの主張においても現れている。コモン・ロー裁判所と教会
裁判所との管轄権をめぐる争いのなかで、コモン・ロー裁判所が教会裁
判所の管轄権を制限するにしばしば用いたのが禁止令状であった。
それは、国王の名の下に発せられ、当該事件における世俗裁判所の管轄
権の確認とともに、教会裁判所の裁判の差し止めを命じるものであった。
バンクロフトの見解では、十分の一税(tithes)のような教会に関連する
事項での紛争は、「国王自身が王としての人格(royal person)において
裁可することができる」ものであった。「裁判官とは国王の代理人にほか
ならない。そして国王は、彼が好むままに裁可できる事柄については裁
判官の決定から事件を取り上げ、自ら裁決を下すことができるのである」
と。そしてバンクロフトによれば、「このことは神学(divinity)に照ら
して明確であり、そのような権威は、聖書における神の言葉によつて国
王に属するものである」と³¹。以上のようなバンクロフトの主張は、
思弁的な「神学」を通じて、国王を法の上に立つ絶対君主として捉えよ

うとする構想であり、少なくともコモン・ローおよび同裁判所の上に立
つ君主と見なされている。そしてこの「国王の禁止令状事件」(一六〇七
年)では、ジェームズ自身も実際にバンクロフトの見解に同調しようと
した事実は本稿の別の箇所の諸考察との関連で指摘しておくに値しよう。
バンクロフトの見解に同調するジェームズに対して、クックらコモン・
ロー裁判官がバンクロフトのいう「神の言葉によつて国王に属する…絶
対的権力と権威」の誤りを糾し、「国王は彼自身の人格においていかなる
事件も裁可することはできない」のであつて、すべての事件は「インゲ
ランドの法と慣習に従つて裁判所の法廷で決定され、裁可されるべきで
ある」と反論した³²。その際、ジェームズは「大いに気分を害し」、「そ
れでは王も法の下にあるべきだ、ということになり、そのように断言す
ることは反逆罪にあたる」と怒りをあらわにしたのであつた。そしてこ
れに対してクックは、国王も「インゲランドの法と慣習」の下にあると
するブラクトンの格律、すなわち「国王はいかなる人の下にもあるべき
ではないが、神と法の下にはあるべきである」との言葉を引証して反論
したのであつた³³。

ともあれ、バンクロフトが示した神学的な絶対主義の主張に従えば、
少なくとも原理的には国王は法の制約を離れて好むままに立法、課税、
裁判その他の絶対的権力を行使することができる、とされた。それは、
ブラクトン以来の伝統に立つて、「インゲランドの法と慣習」、すなわち
コモン・ローによる法の支配を唱えるクックの眼から見れば、国王の「絶

対的権力」と「絶対的権威」を説いた絶対主義の構想と映ずるものであった。カウエルの言説がローマ法学者による絶対主義の表明であったとすれば、バンクロフトのそれは、聖職者による絶対主義の表現であった。ここには、前期ステュアート期に絶対主義を形成した二つ思想的源泉の典型的な結合が見られるといえよう。

以上のようにカウエルの国制論は、イングランドの統治の多元性を意図的に国王大権の下に一元化しようと企図したものであり、「絶対君主制」と称しているように、それは、ローマ法に含まれるビザンティン主義的皇帝権力を国王権力に適用しようとした紛れもない絶対主義の見解といえる。

第三節 一六一〇年議会でのカウエル事件の審議

(一) 庶民院による弾劾

以下の考察では、議会の審議の過程を詳細にたどることによって、カウエル事件に対する庶民院コモン・ローヤーと貴族院の態度を浮き彫りにしていきたい。とりわけ、庶民院におけるカウエル問題の審議は、前

期ステュアート期のコモン・ローヤーに見られた議会、なかんずく庶民院の司法的機能を強化しようとする姿勢を物語る好個の事例でもあり、実際後述するように、カウエルの事例は庶民院の裁判機能にとって重要な先例の一つと見なされるようになった。

カウエル問題が議会で最初に提起されたのは、一六一〇年議会が開会してちょうどまだ二週間目の二月三日のことであった。コモン・ローヤーのジョン・ホスキンス(John Hoskins)が、庶民院でカウエルの『解釈者』を取り上げ、その内容を批判し、処分の検討を提起した。ホスキンスはこの会期を通じて終始、政府の財政要求に対して先鋭的に対立し続けた議員の一人であり³⁴、続く一六一四年の議会でも、ジェームズ一世のスコットランド寄りの政策を厳しく批判して、ロンドン塔に投獄された人物である³⁵。ホスキンスは、特に「補助金」「議会」「国王」等の項目に関するカウエルの説明に言及しながら、その作品が「コモン・ローに敵対的な出版物」であり、それが与える悪影響を懸念する。ホスキンスのこの動議は「苦情委員会」(the Committee of Grievances)の審議に付託された³⁶。

翌二四日に開かれた苦情委員会では、その作品が「あまりに無分別で、思慮を欠いており、コモン・ローの名譽と権力について悪評をまき散らす」ものであると結論づけられた。しかし同時に、委員会は「作品やそのなかの一文を、文脈を欠いたまま非難することは問題がある」と判断し、作品全体をさらに詳細に検証するための「小委員会」(sub-committee)

の設置を決議し、同日直ちに結成された。この小委員会は、カウエル事件の審議において中心的な役割を果たし、委員には、先のホスキングズ、両院合同委員会で庶民院を代表したヘンリー・ホバート (Henry Hobart, ?-1625)³⁹⁾、リチャード・マーチン (Richard Martin, 1570-1618)⁴⁰⁾ の他、ジョン・ドットリッジ、ウィリアム・ヘイクウィル、ジェームズ・ホワイトロックら争々たる議会派コモン・ローヤーが含まれていた。小委員会は、『解釈者』を詳細に検証し、幾つかの項目の解説があまりにも「向こう見ずで、危険かつ有害な形で」述べられていると断定し、この作品によって「我々の権利に異議が唱えられる」のは筋違いで、「彼の方が訴訟に召還される」べきだと結論づけ、苦情委員会へ報告した⁴¹⁾。

この報告を受けた苦情委員会では、カウエル告発の罪状と訴訟方式が審議された。カウエルがはたして「どのような罪状で告発されることになるのか」という点に関して、小委員会に再度検討を要請することとなった。さらに、マーチンは、今後の審議方式のあり方についても意見を述べる。カウエルの作品では、「コモン・ローが誤っていると断言されているがゆえに」、「それは」、「われわれの自由 (liberties) を抑圧する」ことにつながりかねない。したがって、「ローマ法学者、枢密院、裁判官にも諮問して、何がなされるべきかを検討する」必要があると提案した。このマーチンの発言を受けて、当時法務次官の任にあった宮廷派のサー・フランシス・ベーコンが審議方式をめぐって重要な提案を行う。ベーコ

ンは、それまでの庶民院のカウエル審議のあり方を変更させる、新たな審議方式を提案することにより、議論の所在を別の地平へと移していった。彼によれば、カウエル問題は「庶民院だけでなく国王、そして議会全体」に関わるものであり、「国王と人民との間に誤解を惹き起こす」性格のものであるから、「この人物の処罰にあたっては、貴族院と合同で行う」必要がある、と。ここでのベーコンの意図は、カウエル問題の審議を、「諸身分の調和」に立って、国王支持の下に庶民院と貴族院とが合同で進める構図をとることにあつたと思われる。庶民院・対・カウエルの構図は、国王の絶対的権力を説いたその作品の性格から考えて、論理的には、庶民院・対・国王の構図にもなりかねないからであつた。少なくとも、カウエル問題の審議を継続する限り、国王権力が論争の対象となることは避けられなかつた。後述するように、ジェームズ一世がカウエル事件で最も懸念したのは、まさにこの点であつた。ともあれ、苦情委員会は、マーチンおよびベーコンの提案を受けて、カウエルの罪状と貴族院との合同審議のあり方について、小委員会に検討を要請した⁴²⁾。

三月二六日、小委員会は二度にわたって審議を重ね、カウエル事件が「議会の威厳に係る問題」であるがゆえに、その訴訟は両院が協働で行うべきことを、貴族院に正式に要請すべきだと勧告した⁴³⁾。これを受けて、同日直ちに庶民院から貴族院に一通の書簡が送られた。すなわち、庶民院は「カウエルの作品には議会という高等法院を中傷し侮辱する内容や、危険な帰結と実例が含まれている」と考えている。この作品

の攻撃的な内容に関する貴族院との合同検証と、そうした作品を刊行した当の人物を処罰するための訴訟手続きをとることを願うものである」。

庶民院の要請に対し、貴族院は同日、返答を行った。「議会という高等法院の名譽を維持するうえで、また国王を頭とした議会という身体を共に構成している両院の結束を促進するために、その訴訟手続きは相応しいものと思われ、貴族院は喜んで庶民院と合同する用意がある」と。こうして第一回目の両院合同委員会が、三月二日午後開催される運びとなつた⁴²。

とはいえ、この時の貴族院側の応諾が実際には消極的なものであったことを指摘しておく必要がある。たとえば、バンククロフトはその際にカウエルを弁護したが、これに対して貴族院の他の出席者からとくに異論は出していない。セシルは、庶民院が「この著作に関する審議を求めている」以上、「気が進まない」が応じねばならないであろう、と発言している⁴³。他方、この時点までの庶民院の態度は、かなり過熱し先鋭化していた。当時の庶民院議員の一人が両院合同委員会の前日に認めた書簡にはこう記されている。「法の作成と補助金の徴収を、議会の同意もしくは権威なしに国王大権に帰属させて」しまおうとする「途方もない見解」に対し、庶民院の人びとは、「議会の権威によってカウエルを訴訟にかけすることに国王が許可を与えるならば、カウエルを絞首刑に処してしまいかねない」であろう、と⁴⁴。しかし、庶民院の先鋭化した調子は、議会の法廷での訴訟に持ち込むために、カウエルの処罰に消極的な貴族院

と歩調を合わせながらの審議に移行していく。

(二) 両院合同委員会の審議

三月二日、貴族院の委員会に庶民院の委員が合流する形で、第一回目の両院合同委員会が開かれた。コモン・ローヤーで当時法務長官の任にあつたヘンリー・ホバートが庶民院の見解を報告した。彼の説明は、貴族院との「対立を避ける」ために、庶民院の先鋭化した論調を抑えながら、慎重かつ穩健に進められた。ホバートはまず、カウエル問題が「庶民院と貴族院に同様に関係している」問題であることを確認する。そしてその処罰にあたっては、「著者の目的を十分に確かめ」、その言及が「無知によるものではなく、意図的なものである」ことを証明する必要がある。また、庶民院はカウエル個人の「職位や人格を標的に攻撃しているのではない」ことも付言する。他方、ホバートは、議会で王権に関する問題を臣民が公的に議論すること自体の問題についても注意深く配慮する。彼によれば、「国家と王国」の統治に関わる事柄を臣民が論争することは適切ではないとしても、しかし「良き結果によって確立されてきた国制の基礎を揺るがすならば、すなわち王国の「偉大な紐帯」である「古来の議会」が攻撃されるならば、議論しないわけにはいかない」と。ホバートは、カウエル事件が「非常にデリケートで、慎重に取り扱う」

べき問題であることを十分に認識していたのである⁴⁵。実際、後述するように、ジェームズ一世がカウエル事件の布告において強調したのは、まさに国王権力を臣民が論じること自体の問題であった。王権に関して臣民が論争することは、庶民院「コモン・ローヤー」としても一六一〇年議会の最初の段階ではなお慎重を要する事柄だったのである。

ホバートは、このように慎重に議論を進めつつ、『解釈者』に批判を加えていく。彼によれば、「我々はコモン・ローとローマ法の対立を望みはしない。コモン・ローとローマ法は兄弟のようなものである。しかしイングランドではローマ法が弟である」。それゆえ、ローマ法に基づいてコモン・ローを軽視するカウエルの作品は、庶民院から見れば、「読者を感ずる危険で不遜な」代物である。ホバートが特に批判の矛先を向けたのは、「国王とその祖先たちは議会の両院に投票を認めたが、それは政治的慈悲あるいは慈悲的政策にすぎない」とするカウエルの議会軽視の態度であった。彼によれば、ローマ法学者カウエルは、「図々しい新奇な説を持ち込み、提議する」ことで、イングランド国制に対して「危険な帰結」を導き出そうとしている、と⁴⁶。ホバートのいう危険な帰結とは、国王が必要の際に議会の同意なしに立法や課税を行うという事態を指している。一六一〇年議会が冒頭から補助金の徴収をめぐる審議されていたこと、さらに、第四章で既述したように、その直前の一六〇六年の「ベイト事件」で、議会の同意を経ない国王の新税を合法と認める判決が下っていたこと⁴⁷などを考え併せるならば、議会の同意という王権

への制限は当時極めて实际的で緊要な争点だったことがわかる。

ホバートの説明に続いて、マーチンから、国王、議会、リトルトン、補助金、国王大権等、庶民院が問題と見なす箇所引用が行われていた⁴⁸。その後、貴族院はカウエル事件の審議に関して、国王に請願することを提案した。同日、国王に請願が届けられ、大蔵卿セシルを介して国王から直ちに返答があった。この時のメッセージでは明確な意思表示はなされなかったが、国王は、「さらに時間を要する旨の根拠と理由」を告げ、追って「直接返答することを約束」するとともに、財政問題の解決に向けて「国王の利益」にむしる力を傾注するよう要請した⁴⁹。国王への請願を要望した貴族院の立場は、すでに見たように、国王を「頭」とした議会の枠組みに則って、あくまで国王了解の下に両院で審議するという形式にこだわったものといえるが、この時の請願と回答は、三月八日の劇的な変化へとつながる伏線となった。この後、ジェームズ一世は、自らカウエルに事情聴取を行い⁵⁰、紛糾した議会の打開策を練っていくのである。

第一回目の両院合同委員会の議事内容は、翌三日、貴族院に報告された⁵¹。これを受けて貴族院では、五日、庶民院との今後の審議をどのようなプロセスで進めるかが討議された。セシルは、カウエルを処罰する法的根拠の問題を提起する。セシルによれば、カウエルの事例に該当しうる根拠があるとすれば、それは議会および議員の特権を侵害したという罪状であった。しかしながら、カウエルの作品は「議会の会期以外

のところを書かれた」ものであり、しかも「議会の特定のメンバーには言及していない」ことから、「本件のような特殊な事例で処罰すること」には、セシル自身は懐疑的であった。「同様の先例や本件に似た事例がかつて存在したのかどうか、私は知らない」と。貴族院は、「この種の性格の先例」が存在するか、議会の書記官に調査するよう求めた⁵²。

以上の審議には、カウエル事件に対する庶民院と貴族院の温度差がはっきりと表れている。セシルの言葉に端的に表現されているように、貴族院側は絞首刑はおろか処罰そのものについても消極的であったように思われる。このように議会のなかでも、庶民院と貴族院とではカウエルに対する態度に相違があったことは、指摘しておく必要がある。

ともあれ、貴族院は、八日午後に両院合同委員会を再度開催することを了承した⁵³。しかしながらその両院合同委員会では、国王の直接介入により劇的な変化を迎えることとなる。

第四節 ジェームズ一世の政治的態度

(一) 国王の直接介入 議会へのメッセージ

以下の考察では、カウエル事件の過程でジェームズ一世が示した政治

見解を通して、彼の統治理念について検討していく。ジェームズは、第二回目の両院合同委員会が開催される当日になって、大蔵卿セシルを介して議会にメッセージを送った。午前中に貴族院に伝えられた内容によれば、「カウエルは、国王が行使する法たるコモン・ローに対してあまりにも凶々しい。コモン・ローの下で国王の統治も息づくのであり、国王およびすべての者はコモン・ローを尊重すべきである」と、その重要性を認める姿勢を示すとともに、議会についても、「カウエルは議会の威厳を見誤っており、自己の専門外である議会の問題について、あれこれ詮索して書きすぎている」と非難し、イングランドの伝統的議会の権威にも理解を示す。

続いてジェームズは、国王の統治権力に言及していく。国王は本来、「絶対的権力」を具えているが、しかし「体制の確立した国家」においては、国王といえども既に確立した国制に従って統治を行う、という二重の論拠を示す。ジェームズによれば、「国王はかつてのこの王国の君主たちと同様、絶対的権力を持っている」。それゆえ、カウエルのように、「国王の権力と大権について吟味すること」自体が不遜な行為であると指摘する。しかし他方で、イングランドのような体制の確立した国家においては、国王の統治が法に従うことも承認する。ジェームズは、「国王に課せられたこの種の拘束を取り払う意図など持つてはいない」し、常に「自分自身の願望より公共善を優先する」つもりであるから、「国王が既存の国制や国土の法を問題視することなどない」と宣言する⁵⁴。

さらに同日午後には、庶民院の代表も加わった両院合同委員会の場で、セシルから庶民院にメッセージが伝えられた。それによると、「国王はカウエルの『解釈者』という名の作品について吟味し」、また自ら「カウエルを喚問して、厳格に尋問した」。そのうえで、国王は、カウエルが「コモン・ローに対してあまりに不遜」であるという結論に達したと。国王は、「コモン・ローを、世界の他の卓越した法と同様、「叡智ある、安定した」法と見なしており、「国王が行為する際の助言者」として尊重していると伝えられた⁵⁵。

さらに、ジェームズ一世は、国王権力の由来について説明する。彼は、国王権力が人民による「選定権力」であるという委任論をまず否定し、国王の「権原」は「父祖累代の男系」から得られたものであることを強調する⁵⁶。そして、いかなる形にせよ明確な定義によつて、「国王権力に限定を加えることは、脆く危険な事柄である」と強調する。しかし他方で、ジェームズ一世は、国王の権力が自然法・万民法とともに、「王国の法」にも由来しており、「この王国の『コモン・ロー』から恩恵を得ていることも承認する。それゆえ、ジェームズ一世は、王国の諸身分の同意なしに法を作成することができるとか、国王であるという理由だけで自由に補助金を徴収できるといった、カウエルの教説を「馬鹿げたこと」として退ける。こうしてジェームズ一世は、議会との宥和を図りながら、カウエルの作品を発禁処分にする決定を伝えたのである⁵⁷。

ここには、財政問題の解決とそのための補助金の徴収という議会を召

集した本来の目的が、皮肉にも国王の絶対的権力とそれに基づく必要の際の恣意的課税を理論的に説いたはずのカウエルの『解釈者』によつて、逆に審議されないまま停滞していることに対する苛立ちがうかがわれる。それは、議会在これ以上、このような問題で紛糾することがない「よう、」⁵⁸「気」にかけ、また切望して「いるとの彼の言葉にも表れている⁵⁹。したがって、彼のここでの一見、立憲主義的とも受け取れる言明をそのまま額面通り解釈してしまうことには当然、留保が伴う。それは、切迫した財政問題の解決を議会に円滑に審議させるための妥協的な宥和策の側面を多分に含んでいると思われるからである。また彼がここで示した二重の論拠もいわば原理と妥協を意味し、先述したイングランドの統治に特有の両義的な二重性とは明らかに異なる性格のものであった。このことは、次節の考察でさらに明らかとなる。」

(二) ジェームズの政治理念 議会演説

三月二二日、ジェームズ一世は自ら議会で演説を行い、その冒頭部分で、カウエルの『解釈者』の問題に改めて言及している。ジェームズはまず、カウエル事件の背景にあつた庶民院の懸念を説明する。それは、イングランドの「古来の統治形式」と「王国の法」に従つて統治し続ける「一般的な確固とした意思」が国王にあるのか、あるいはその種の制

限に拘束されずに「国王の絶対的権力によって自らが好都合と考える時に統治形式や法を改変してしまう意図」を持っているのではないかという懸念であった。またコモン・ローとローマ法をめぐる庶民院コモン・ローヤーの懸念についてもこう触れる。法の系譜には「コモン・ロー私はその過大な自負心を嫌うのだが」と並んで別の支流が存在するが、その別の支流の法が確立したところで私が生まれたということから考えて、この国の人びとの統治にコモン・ローが占めてきた位置にローマ法を取って代わらせようという願望を私がつけている」のではないかと。そして彼は、「カウエルが執筆した作品をめぐって汝らのなかで起こった苦情は、こうした懸念に伴う出来事の一部であった」のだろうと指摘する⁵⁹。

こうした懸念に対して、ジェームズは次のように自己の統治観を披露していく。それは、一方で神授権の理論を展開し、他方で王国の法を尊重する姿勢を見せるものであった。まず彼は、統治の権威と正統性について言及する。「国王は正当にも神と呼ばれる。国王は、神の権力行使と同じ方式で、あるいは類似の方式で権力を行使する者だからである。…神は自らの意のままに創造したり破壊したり、作ったり作らなかつたりする権力を具えており、また生殺与奪の権力を持ち、誰に責任を問われることもなく、すべてのものを判断する権限を有している。…国王もまた同様な権力を持っているのである」。このように神授権の論理を訴え、さらに加えて、「国王とは家族の父たる者に譬えられる。国王は実際…人

民の政治的な父なのである」と、いわゆる家父長支配の論理を展開する。ジェームズは、以上のように、王権神授と家父長支配を混合した型の支配の正統性を一方で主張する。

しかし他方、ジェームズは、こう言葉を続ける。国王は、「王国の諸々の基本法を遵守する二重の宣誓によって拘束されており、国王であることによって暗黙のうちに、人民を護り、王国の法を護ることを義務づけられているのである」。したがって、「体制の確立した王国において統治する国王」は、法に従って統治を行なうものであり、もしそれを止めてしまふならば、「専制君主」へと墮してしまふことになるであろうと。こうして、かれは、「法に遵う正当な君主」と「強奪的な専制君主」との違いを主張し、自身が戴冠に際して行つた誓約の通り、法に従い統治する旨を確認したのである⁶⁰。

ジェームズがカウエル事件で示した両義的な見解のうち、一見立憲主義的とも見える言説をもつて、直ちに庶民院コモン・ローヤーとの間に共通了解を仮定することはできない。ジェームズの統治理念はイングランドの伝統的国制観とは性格的に異なるものと思われるからである。たしかに、一三世紀から一六世紀末までのイングランドの法と統治の観念には、通常コモン・ローヤーが制限君主制の言説として引用するブラクトンやスミスを、カウエルが国王の絶対的権力の論拠として用いることができたように、王権の至上性と制限君主制を共に説く二重の側面が存在している。とはいえそれは、たとえばブラクトンが「法に従って統治

することほど至上なる権力はない」と主張し⁶¹、スミスが「イングランド王国の至高かつ絶対的な権力」を議会における国王のなかに認めたように⁶²、「法」やその制定手続としての「議会」を通じて王権の至上性を導くという性格を持ち、その意味で議論の重心は明らかに王権に対する一定の制約ないし限定に置かれているといつてよい。こうした点から言えば、イングランドの国制の二元的な観念は、神の絶対的権力とのアナロジーで国王権力の正統性を説く神授権の論理や、「君主の好むところが法である」という君主の立法権を重視したローマ法的王権理念とは明らかに対立する観念である。

こうした一定の曖昧さを伴い、王権と臣民の双方に活用可能な国制観がイングランド法の伝統的な理念だとすれば、カウエルが「絶対君主制」として試みた一義的な定義は、ローマ法的思考に立ってそうした統治の二元性を克服しようとするものであった。他方、ローマ法を継受した国王としてローマ法に共感を持ち、しかも自然法思想とそれに依拠した王権神授的な主権概念を信条とするジェームズの場合も、イングランドの伝統的な統治の二元性を巧みに活用しようとする積極的な姿勢があったとは言いがたい。なるほど統治の実践と向き合う彼の場合には、学者であるカウエルのように一義的な原則に収斂させて国王権力を語ることはもとよりなかった。しかしジェームズが示す両義的な態度は、原理的には王権神授説に立ち、実際上の要請から法に従う統治があくまで国王の意思と恩寵に基づくという前提の上で妥協的に語られるにすぎなかった。

実際、彼はイングランド国王に即位する直前の著作のなかでこう言明している。「良き国王はすべての行為を法に従って形づくると言つたが、しかし国王はそれを義務づけられているのではなく、国王の良き意思に基づいて行っているのである⁶³」。さらに、「議会において臣民の懇請を受け、その要請に即して彼らの助言を伴いながら、国王が法を作成している⁶⁴」が、「そのように議会との間で努力を費やしつつも⁶⁵、国王は議会なしに諸身分の助言なしに制定法や法令をいつでも作成する⁶⁶」ことができる。

国王の統治を準拠させる「国王の法」があるのではなく、「国王こそが法の源泉であり、立法者である⁶⁷」ことは必然であると⁶⁸。このように君主の意思が法であるというローマ法のビザンティン主義的な王権の理念に立って立法権の専有を説くジェームズの統治理念は、原理的には上述したカウエルの解釈と軌を一にするものであり、いかに妥協的に法に従う君主について語られてはいても、庶民院コモン・ローヤーが主張するイングランドの伝統的国制観とは明らかに異質のものであったと解されよう。

(三) カウエル事件に関する国王の「布告」

三月二五日には、カウエルの『解釈者』に関する国王の布告が出された。ジェームズ一世は約束した通り、カウエルの『解釈者』を発禁処分

にする命令を発した。布告では、その事由を三点挙げている。第一に、「君主制の深遠な秘義」に論及した越権行為のゆえに、第二に、「王国の議会の真の地位」に関する誤った見解のゆえに、第三に、「イングランドのコモン・ロー」に関する不当な言及のゆえに。これらは、すでに八日のメッセージ、および二二日の演説で示された見解とほぼ同じ論点である。もし異なった印象を受けるとすれば、それは、国王大権の不可侵性に関する言及部分が相対的に突出している点である。布告では、以上の事由の説明に先立って、冒頭で、国王の統治の深遠性と、それに関する論争の非許容性を縷々説明しているからである。すなわち、国王は「地上における神」であり、「国王の人格や国家に属する諸々の深遠な秘義のすべて」に関して、人びとは議論する能力も資格も持たない。「君主制および政治的統治の最も深遠なる秘義」について人びとが議論することは、「その本分から外れて、能力の超えた事柄に干渉する」ことにほかならないと。カウエルはまさしくこの点において弾劾される。ジェームズのカウエル批判の狙いの一つがここにある。国王権力あるいは国王大権を議論した事由でカウエルを断罪することは、とりもなおさず議会が同様な議論をすることに對しても暗に牽制するものであったからである。

こうして布告では、「ローマ法学者にすぎない」者が、「アルファベットの順に並べられた辞典」のとき作品のなかで、「統治と君主制」に属する事柄を定義しようとした行為自体が咎められる。カウエルは、「身の丈を超えた問題に言及することによって、多くの事柄を誤ってしまった。

その過ちは、第一に、「君主制の秘義」を論争することによって、「国王の至高の権力を大いに傷つけた」こと。第二に、「王国の議会の真の地位と、その基本構造および特権を誤って解釈した」こと。第三に、「イングランドのコモン・ローと、その最も有名な旧き裁判官について不敬な言及をした」こと。以上のような「過ちと不手際を将来においてくり返さないために」、布告では、カウエルの『解釈者』の売買、さらに閲読さえも禁止し、そのコピーを所持している者はすべて提出するよう命じた⁶⁴。

こうしてカウエル問題については一応の決着を見ることになる。しかしここで重要なのは、カウエル事件が、議会の法廷による訴訟ではなく、布告という国王の権威に依拠して解決されたという事実である。当初、庶民院およびコモン・ローヤーは、極刑も視野に入れて、あくまで「議会の権威によってカウエルを訴訟にかけること」⁶⁵を目標としていた。しかし結果的に、彼らの意図した議会の権威による解決は実現しなかった。カウエル問題の決着は、皮肉なことにカウエルの言葉を借りれば、国王の「慈悲的政策」によって解決された格好となったのである。しかも、国王の布告は、カウエルの『解釈者』を発禁処分にはしたが、カウエル本人については極刑はおろか刑事罰そのものも下していない。他方ジェームズ一世は、この問題を通じて、国王の権威を示すことができたし、一時的にせよ議会の信頼を獲得することができた。同時に布告で、臣民が国王の統治権力について議論することを間接的に禁じる先例を残

すこともできたのである⁶⁶。

一方、議会とりわけ庶民院にとつても、カウエル事件は、その結末自体は国王の布告を通じた解決とはなつたものの、庶民院の権能においてこの後、重要な先例として扱われていくことになる。通常、司法を管轄する貴族院とは別個に、庶民院が独自に司法権を持つものとして理解されていくのである。たとえば、一六二四年議会において、ヘイクウィルはこう主張している。「庶民院は、貴族院に依存しなくても、人もしくは団体を庶民院の法廷に召喚し、処罰する権限を持っている。そしてまた、コモンウェルスに対する不行跡を審理する権限を備えている」と⁶⁷。そして、貴族のような高位の者(noblemen)であつても庶民院によつて処罰された先例としてカウエル事件の他いくつかの先例が列挙されている⁶⁸。

第五節 コモン・ローとローマ法の関係

(一) エリザベス期のローマ法継受

以下では、エリザベス治世後期からステュアート朝初期にかけてのコモン・ローとローマ法をめぐる関係の変容を考察することにより、カウエル事件の歴史的意味を再検討してみたい。それは同時に、本稿全体が

これまで強調してきたところの、前期ステュアート期の「古来の国制」論の形成において一六一〇年議会が決定的な役割を果たしたのだという事実を改めて確認するとともに、その際に、ブラクトン、フォーテスキュー以来のイングランドの伝統的国制理念と、ルネサンス人文主義およびローマ法学という二つのディスコースの系譜がこの時点で融合し、一七世紀の「古来の国制」論が定式化されていった点を明らかにしようとする狙いに立っている。

本来、慣習法を法源として認め、土着の判例法として発展したコモン・ローは、法原則に基づいて論理的に体系化されたローマ法(中世ローマ法学)とは対照的な法であるとされる。とくに前期ステュアート期には、ローマ法が王権の強化にコミットしたこともあつて、コモン・ローとローマ法との対立は当然視されてきた。従つて、当時、大陸ヨーロッパで流行していたルネサンス人文主義とローマ法学の知的パースペクティヴがコモン・ローヤーに影響を及ぼすことはついになく、彼らの思考はイングランド特有の島国的性格のものであつたと指摘されてきた⁶⁹。

近代的なコモン・ロー理論の誕生は、一七世紀初期のエドワード・クックの集大成によるところが大きかつたとされるが、その際、コモン・ローの卓越性を根拠づけるために、クックが頻繁に引証したのは、一五世紀の法学者ジョン・フォーテスキューであつた。フォーテスキューは、「この王国は、あらゆる時代を通じて、現在それによつて支配されているのと同じ慣習法によつて間断なく支配されてきた」とし、イングラ

ド法がブリトン人の時代に起源を持つ不変の法であるがゆえに卓越しているのだと説く⁷⁰。前期ステュアート朝に、クックは、絶対主義的王権への対抗措置として、フォーテスキューのこの命題を引証して、イングランド法がブリトン人の時代に由来する最も古来の法であり、それゆえ最も卓越した法であるとし、法の支配を主張する⁷¹。こうした見解は、「ノルマン・コンクエスト」がイングランド法に与えた影響を否定するものでもあった。しかしながら、コモン・ローの理解は、イングランド法の古来性と不変性を強調した一五世紀のフォーテスキューから一七世紀初期のクックへと直接的に継承されたわけではない。その間には、ルネサンス人文主義の影響を受けたテューダー朝、とりわけローマ法を積極的に受容してコモン・ローを再考しようとしたエリザベス治世期が介在している。

すでに第二章で述べたように、エリザベス治世期に生じたローマ法の受容は、当時のイングランド法の実態とも関連していた。この時期の政治社会は、判例法としてカズイステイシュに形成されてきたイングランド法を合理的に法改革する必要性に迫られていた。イングランドの法が不確定で分かりにくいことに対して、当時の一般の人びとは不満を募らせていたし、イングランドの司法運営を担う当のコモン・ローヤーたち自身によっても、その弊害は重大な問題として懸念されていた。それはとりわけ、トマス・エジャートン（エルズミア卿）やフランシス・ベーコンといったローマ法の学識にとくに傾倒していた法律家にとって喫緊

の課題として認識されていた。たとえば、エルズミアは一五九七年にエリザベス一世に対し、イングランドにはあまりに数多くの法が存在するために、それらは「理解するのが非常に困難で、それゆえ臣民の間で多くの論争を引き起こし、多大な問題を発生させている」と進言している⁷²。またベーコンも、「法の曖昧さこそ、この時代のわが国の法に対して申し立てられている、重要かつ最も正しい非難である」と指摘している。合理的な諸学問とローマ法学に関する高い学識を備え、一六世紀末から一七世紀初期にかけてイングランド法の改革を試みたベーコンによれば、こうしたイングランドの不確定かつ曖昧な法の実態を改めるためには、イングランド法を明確な論拠に基づいて合理化・体系化することが必要であるとされた。それは、「理性の結論」としての準則・格律を「法のなかの法」として確立し、「個別の実定法」の知識を統御していくことであった⁷³。

エルズミアやベーコンにおいて顕著に見られた法改革の必要性とそのための合理的な諸学問やローマ法学の積極的参照という問題関心は、じつは彼らだけでなく、当時のコモン・ローヤーにかなり共有された特徴でもあった。法の合理化のために格律や準則を定式化しようとする姿勢は、一六世紀後半から一七世紀にかけてコモン・ローヤーたちの間に広く確認することのできるものである。たとえば、アイルランド政策にも従事したジョン・デイヴィスは、同一のあるいは類似した事例に対して「単一無二の判決」であるには、「固定した確実性のある法の根拠と準則

を適用する「必要があると指摘する。そのためには「法律の知識」だけでは不十分で、「論証と論理的思考に従った他のすべての合理的な学問」を取り入れることが必要であると⁷⁴。一六一〇年議会で活躍したトマス・ヘドレイも、「同じ条理の下にある個別事例」はすべて同じ一つの法として扱われることを主張する。そのためには「衡平(equity)」の原理を適用する必要がある、この原理によって幾世代にもわたって集積された個別事例から一般的法が生み出される、と⁷⁵。

以上のようなコモン・ローヤーの法的思考は、第一節で確認したローマ法学者カウエルのそれと重なり合うものといえよう。実際、すでに第二章で確認したように、コモン・ローに一般原則を形成し、合理性を図る過程で、最も影響力をもった学問はローマ法であった。コモン・ローの研究のなかにローマ法を取り入れる傾向は当時一般化しており、多くのコモン・ローヤーがコモン・ローを構成する一部にローマ法を含めていた。たとえば、ローマ法と教会法の両法について専門的な知識をそなえていたコモン・ローヤーのジョン・ドッドリッジは、コモン・ローは「ローマ法からも非常に多くの公理と準則を得ている。それらは、我々の法において借用されており、通常頻繁に用いられている」と言明している⁷⁶。

フォーテスキューに依拠してコモン・ローの古来性と不変性を説き、それゆえローマ法とは一線を画したクックの一二〇年代の解釈態度とは異なり、この時期のコモン・ローヤーの態度は、合理的な法改正の必

要から、積極的にローマ法への接近を図ろうとするものであり、そこにはローマ法への特別な敵意は見られない。

他方で、イングランド法の合理的な改正を進めるという作業は、必然的にフォーテスキューがいう古来性と不変性の命題を見直すことへとつながる。それは、コモン・ローの「歴史的改変」を認めることであった。

すでに、ルネサンス人文主義の知的雰囲気の中で、一六世紀イングランドでは実証的な歴史への関心が高まり、一五八八年には「考古家協会(the Society of Antiquaries)」が誕生した。この協会は、ルネサンス人文主義の語源学的な歴史研究に立って『ブリタニア(Britannia)』⁷⁷を執筆したウィリアム・カムデンを中心に設立され、数多くの古文書研究の成果を発表していた⁷⁸。カムデンやロジャー・コットンをはじめとする協会に所属した歴史家たちは、イングランドの制度や官職に関する考古研究のなかで、イングランドの慣習の多くが実は古来の基礎を持つものではなく、歴史の過程でさまざまな征服民族によってくり返し改変されてきたという事実を認識していた⁷⁹。

そして重要なのは、すでに第二章で触れたように、この「カムデン・ソサイエティ」には、ドッドリッジ、ヘイクウィル、ホワイトロック、デイヴィス、ジョン・セルデン、ジョセフ・ホーランド(Joseph Holland)といったエリザベス期から前期ステュアート期にかけて活躍した代表的なコモン・ローヤーたちも参加していたことである。彼らは、カムデンやコットンといった人文主義の歴史家たちとの交流を通じて、記述にお

ける時代錯誤を避けてありのままの過去それ自体を認識しようとするルネサンス人文主義の語源的な歴史研究の方法を習得し、実際にそれをイングランドの法制度に関する研究に適用しようとしていた。それは、一六世紀のフランスの人文主義法学者たちが古典期ローマ法の歴史研究に基づいてユスティニアヌス法典の普遍的効力を否定し、同時にフランス固有の封建法を明らかにしていた態度と類似するものであり、かれらコモン・ローヤーは、ブリトン人ないしサクソン人以来の古来のコモン・ローという定式を否定し、ノルマン人が持ち込んだ封建法の影響においてイングランド法を考察しようとしたのであった。そのため、ブリトン人以来の古来性を説いたフォーテスキューや、一六二〇年代のクックとは異なって、彼らは、イングランド法の歴史的变化や征服民族による改変を積極的に考証しようとしていたし、また現に十分な認識を示していた。

たとえば、ウィリアム・ヘイクウィルは「イングランド法の古来性」に関する論考のなかで、フォーテスキューの古来性の見解に異論を唱え、ブリトン人の法との連続性をはっきりと否定する。ヘイクウィルによれば、「ブリトン人の古代の法」は、まずローマ人の征服によって廃止され、ブリテン島にはローマ帝国の法が確立された。その後、ブリテン島を侵略したサクソン人は旧来の法を改変し、サクソン人自身の法をイングランドにおいて実施したのである。かくしてブリトン人の法はイングランドでは「完全に消滅」した。その後もブリテン島に上陸したデーン人が、

ノルマン・コンクエスト以前にすでに、サクソン人の法のなかにノルマン人の法と慣習を持ち込み、イングランド法を部分的に改変させていった。その後、ノルマン・コンクエストとともに、サクソン人の法とノルマン人が持ち込んだ法とが混合された結果、イングランドで「現在運用されているコモン・ロー」が形成されたのである。このようにイングランドの法と制度が歴史的に改変をくり返してきた事実と、とりわけそのなかでも現行のコモン・ローに与えたノルマン・コンクエストの影響を肯定する同様な見解は、カムデン・サークルに参加した他のコモン・ローヤーたちにも確認することができる。

このように、カムデン・ソサイエティの知的影響を受けていた多くのコモン・ローヤーが、コモン・ローの歴史的变化を受け容れていた。それは、とりもなおさず、コモン・ローの卓越性が単なる古来の不変性ではなく、コモン・ローに含まれる理性（合理性）にこそ由来するという見解とつながっている。ルネサンス人文主義の下でのローマ法を含めた人文諸学の積極的受容は、このコモン・ローの理性という観点から行われたものであった。フォーテスキューやクックが、コモン・ローの卓越性を古来の「歴史性（古来性）」に求めていたのに対し、一六世紀後半から一七世紀初期のコモン・ローヤーの態度は、コモン・ローの変化を受け容れ、その卓越性の由来を「理性」という点に求めようとしていたのである。

(二) ステュアート期における変容

しかしながら、こうしたエリザベス治世期のコモン・ローヤーの態度は、ステュアート朝期に入って大きく変容する。彼らの主眼は、国王大権の行使に対するコモン・ローの支配という点に置かれていくのである。たとえば、ヘンリー・フィンチは、国王大権はコモン・ローから生じたものであるから、誤ったことにまで及びはしないと主張し¹、ジョージ・クローク (George Croke) は、国王の行為がコモン・ローに反しているならば、それは国王大権として見なされないと声明した²。国王大権に基づく課税の是非が最大の争点となった一六一〇年議会は、まさしくその転換点に当たっていたのである。

このように、国王大権をコモン・ローに制限つけていく必要性が高まると、コモン・ローの時代的変遷を認めるエリザベス期の解釈では十分とならざるを得ない。過去におけるコモン・ローの改変の事実を歴史的に認識し、コモン・ローを歴史の変化の相のなかで相対化してしまうことは、現在におけるステュアート王権によるコモン・ローの改変にも道を開きかねないものであったからである。それゆえ、コモン・ローを古来の不変性において捉え、それを権威ある確固不動の法として定義づけることの方が政治的には望ましくなるのである。こうしてコモン・ロー解釈は、再びフォーテスキューの命題へと旋回していく。しかしそれは、単なる回帰ではなかった。フォーテスキューの古來性の主張は、エ

リザベス期のコモン・ローヤーが追求した理性の主張と媒介される形で新たなより洗練された様式で復活していく。その最初の典型的な言説が、まさに一六一〇年の議会において展開されることになる。ヘドレイは、コモン・ローの「移り気な変化と改変」を否定し、その「善性と理性は恒常的」であると主張する。「コモン・ローとは「時」によって確認された法」である。「唯一、理性を検証することができるもの、それこそがコモン・ローの本質的形式をなす。要するに、それは時 (time) である。時は、真実の検証者であり、あらゆる人間の知恵、教養、知識の本源 (author) である」。法は、「時と経験の叡知」によって、コモンウエルスにとつて良きものであるか否か、また適したものであるか否か」を検証されるのだと³。こうして「時の検証」という論理から、コモン・ローは「時の作品」として捉え直されていく。たとえ素材となる個々の部分では改変があつたとしても、全体としてのコモン・ローは古來の連続性と同一性を持ち、時の試練を経た「善性と理性」を備えた権威ある確実な法とされるのである。

ヘイクウィルも、一六一〇年議会の段階では、コモン・ローを単なる慣習ではなく、「旧き古來の慣習」とみなし、「大いなる古來性」ゆえの「合理性」をもってコモン・ローの卓越性を説くようになっていた。さらに、かつてルネサンス人文主義の語源学的な歴史研究に基づいてフォーテスキューの古來の「不変性」という命題を否定し、イングランド法の歴史的改変を肯定していた見解さえも一変させている。すなわち、イ

ングランド法は、ノルマン・コンクエストによっても変化を被らなかつたし、サクソン以前の「太古の時代」から「現在」に至るまで恒常的なものであった。コモン・ローのこうした「確実性」こそが、国王と臣民の間の問題を究極的に裁定するのだ、と⁸⁴。エリザベス治世後期のコモン・ローヤーの法的思考が、学問的伝統のなかから生まれたものであったとすれば、こうしたステュアート期の法的思考は、政治的要請によって生み出されたものであったといえよう。

このようにステュアート期に入ってからのコモン・ローヤーの意識は、コモン・ローを国王と臣民の間の確実な裁定者として捉え直すことにより、国王大権に一定の制限を加えようとする点にあった。こうした意識は、課税の問題をめぐる一六一〇年議会の論争のなかにはっきりと現れている。特に先のヘドリーの演説に続く六月二三日から七月三日の審議では、ホスキンス、ドッドリッジ、ヘイクウィル、ホワイトロックらがいずれも、コモン・ローに基づきながら、議会の同意がない国王の課税を違法なものとして拒否する議論を展開している⁸⁵。ヘイクウィルは、国王の課税権はコモン・ローから賦与されたものであり、「平時においてはもとより、戦時においても」、「議会の同意なく国王の絶対的権力によって」徴収できるものではないと指摘する⁸⁶。ホワイトロックは、「ローマ法の根拠を認める」国では、国王が「法を作成し、課税する絶対的権力を持つ」が、フォーテスキューに従えば、コモン・ローが支配するイングランドでは、立法権と課税権の二つの権力は「議会における国王

のみによって行使される」と言明する⁸⁷。一六一〇年議会において典型的に見られたコモン・ロー解釈における旋回、すなわちコモン・ローとは古来の「時の検証」を経た理性に基づいて、国王と臣民の双方を支配する最も確実なる法であるとする見方は、その後の一六二〇年代にもそのまま継承されている。たとえば、一六二五年議会でトマス・カルーは、国王に対して、「コモン・ローをこう定義している。「コモン・ローは長期にわたる時の連続性 (a long continuance of time) によって、このネーションの性格に適合した」法であり、それは「単に人の創意工夫によるだけでなく」、「神に由来する理性に基礎づけられた古来の法の根拠 (the ancient grounds of the laws)」あるいは「古来の格律 (the ancient maxims)」であって、「国王と臣民の双方にとって最も確実なる統治原理」なのである。カルーはこう定義しつつ、国王は「コモン・ローを統治における最も適正な準則として遵守」すべきであると主張する⁸⁸。

カウエル事件が起きた一六一〇年議会は、まさしく以上のようにコモン・ローヤーの解釈態度が大きく転回する地点に位置していたのである。それは、エリザベス期の学問的伝統がステュアート期の政治的対立へと取って代わられる転換点にはかならなかった。カウエルは、第一節で見たように、研究歴の大半をエリザベス期に形成してきた。すなわち、ルネサンス人文主義の知的影響下で考古的な歴史研究の方法が法学の研究においても駆使され、それによりコモン・ローは歴史的に相対化されるとともに、同時にイングランド法の合理的な体系化のため、ローマ法

がコモン・ローヤーによって好んで探求された時代であった。カウエルの学問形成は、こうしたテューダー期の知的雰囲気の中で行われた。興味深いのは、カウエル自身もカムデンの協会に属し、知的交流を結んでいたことである。その形跡は、『解釈者』のなかにも確認できる。たとえば「バロン」の説明で、カウエルは、「われわれ考古家協会のなかで私がかつて聴いたように」と述懐しつつ、カムデンの見解を引証している。これと同様な例は、他の箇所でも頻繁に見受けられる。。。

しかしながら、こうしたテューダー期の人文主義の知的雰囲気の中で生まれたコモン・ローとローマ法との姉妹的關係は、ジェームズ一世の即位によって、やがて絶対主義的政策の現実的危惧、とりわけ恣意的な課税の懸念が高まるとともに後退していく。一六一〇年当時の人びとは、国王が「コモン・ローを低く評価し、コモン・ローよりもローマ法を高く称賛しており、コモン・ローに對立するローマ法学者カウエル博士が執筆した『解釈者』を是認している」ものと受け取っていた。。。

こうして、コモン・ローヤーは、コモン・ローの解釈態度を変化させるとともに、国王大権の全能化につながる論拠を含んだローマ法に敵意を示すようになっていくのである。第二節で確認した庶民院コモン・ローヤーたちの、ローマ法学者カウエルの『解釈者』に対する先鋭的な敵対心は、こうした政治状況の変化を物語るものであったといえよう。

主にテューダー期の知的雰囲気の中で過こし、しかも学者としての

人生を歩んだカウエルにとって、庶民院コモン・ローヤーの実践的・政治的な意識変化は十分には把握できなかったであろうし、法律用語辞典の『解釈者』がかくも激しい攻撃を庶民院コモン・ローヤーから受けるとは予想できなかったに違いない。しかも不運なことに、バンククロフトの要請で絶対君主制を擁護した当の相手であるジェームズからも処分される羽目になった。確かに、国王大権による立法権の専有を説くジェームズの理念は、原理的にはカウエルのそれと重なり合うものであった。しかしすでに確認したように、絶対主義的な神授権の原理に立ちつつ、実践的にイングランドの伝統的国制との妥協を図りつつ、非常時の必要という名目で国王大権の拡大を可能な範囲で目論むジェームズにとってカウエルの純粹理論的な絶対主義の教説はむしろ議会との交渉において妨げでしかなかったのである。

他方、当時のコモン・ローヤーにとって、ローマ法はある意味で諸刃の剣であった。法学的には、一連の合理的な準則・原理に基づいて法の体系化を図るうえで、ローマ法は摂取すべき有益な法典であった。しかし政治的には、ビザンティン主義的な皇帝の絶対的権能を説くローマ法の言説は、国王の絶対的権力を擁護する言説へと容易に転用される危険性を伴っていた。それは先述のカウエルの二つの著作についても当てはまる。ローマ法の方法によってイングランド法の再編を企図した『イングランド法提要』は、庶民院コモン・ローヤーによってとくに問題視されることはなかった。しかし全体的には同様な目的のもとに編纂されて

いても、絶対的な国王大権を擁護する論拠を含んだ『解釈者』は、一六〇年議會で庶民院コモン・ローヤーから激しく攻撃されたのである。ここにはコモン・ローヤーのローマ法に対する両義的な態度がはっきりと現れている。そして歴史的に見れば、エリザベス期にはローマ法もつ学問的メリットが前景に現れていたのに対し、ステュアート期にはむしろローマ法のもつ政治的な危険性がクロース・アップされたのだといえる。カウエルの『解釈者』をめぐる事件は、こつした歴史状況の転回を端的に物語る重要な事例と見ることができよう。

またカウエルの『解釈者』は、ジェームズの治世が始まって以降、国王の統治をめぐる社会に鬱積していた種々の政治的懸念が公然と議論される足場を、庶民院コモン・ローヤーに提供することになったともいえよう。そして、『解釈者』のなかに表現されたローマ法学者カウエルの絶対君主制の理論は、当時の補助金や賦課金をめぐるジェームズの統治政策と絡み合つて、王権と庶民院との間に原理的な国制論争を生み出す契機を与えることにもなったのである。

¹ ジェームズ最初の議會は、一六〇四年に召集され、一六一一年二月九日に解散されるまで、以下の通り、計五回にわたつて会期が開かれた。すなわ

ち、第一会期(1604.3.19-7.7)、第二会期(1605.11.5-1606.5.27)、第三会

期(1606.11.18-1607.7.4)、第四会期(1610.2.9-7.23)、第五会期(1610.9.16-12.6)。

² *A Complete Collection of State Trials and Proceedings for High Treason and Other Crimes and Misdemeanors*, compiled by T. B. Howell, Esq., 21 vols., vol.2 (James I. To 3 Charles I. ... 1603-1627), Reprinted, New York, 2000, II, pp.382-92. 以下、*State Trials* と記す。

³ 以下の叙述については、以下を参照。S. R. Gardner, *History of England*, vol. II, 1607-1616, New York, 1965, chap. XIII. 今井宏編『ヘキコク史』(川出版社、一九〇年、第五巻)。

⁴ Tanner, Tanner, *Constitutional Documents of the Reign of James I, A.D. 1603-1625*, Cambridge, 1952, p. 23.

⁵ 上記の書籍は以下を記す。Sir Edward Coke, *The Twelfth Part of the Reports* (in John Henry Thomas and John Farquhar Fraser's Edition, 6 vols. Reprint, New Jersey, 2002), 'Prohibitions del Roy', pp. 63-5. 以下、*12th Reports* 並と記す。

⁶ John Cowell, *The Interpreter*, Cambridge, 1607, in *The English Experience*, No. 231, Amsterdam and New York, 1970.

⁷ Arthur Wilson, *The History of Great Britain*, 1652, [STC, II, 2887A], pp. 45-6.

⁸ 以下を参照。Gardner, *History of England*, vol. II, chap. XIII; C. H. McIlwain,

The Political Work of James I., Cambridge, 1918, Introduction, Appendix B ; W.S.Holdsworth, *A History of English Law*, vol.V, London, 1924, pp.20-3; J.R.Tanner, *English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century 1603-1689*, Cambridge, 1928, pp.20-1.

⁶ S.B.Chrimes, 'The Constitutional Ideas of Dr John Cowell', *English Historical Review* 64 (1949), 210-14. 中世後期の憲法の歴史を述べたところから、中世後期の「国體」の断片的記述をより正確につけて整理したのではない。このため憲法院「モン・ローヤル」や「ヘイムス」の見解に十分に説き及ぶところではない。

¹⁰ M.Hawkins, 'The Government : Its Role and Aims', in C.Russell (ed.), *The Origins of the English Civil War*, 1973, pp.38,42; G.R.Elton, 'The Rule of Law in Sixteenth-century England', in Elton, *Studies in Tudor and Stuart politics and government 1946-1972*, 2 vols, Cambridge, 1974, I, pp.260-84; J.P.Sommerville, *Royalists and Patriots : Politics and Ideology in England 1603-1640*, 2nd ed., London, 1999, pp.113-9.

¹¹ 本稿では「大抵」の訳語を敢て「John Cowell, *Institutes of the Lawes of England, Digested into the Method of the Civill or Imperiall Institutions*, translated into English by W.G.Esquire, London, 1651, in A Garland Series, Classics of English Legal History in the Modern Era, No.5, New York and London, 1978.

¹² B.P.Levack, *The Civil lawyers in England 1603-1641, A Political Study*, Oxford 1973, p.221; Chrimes, 'The Constitutional Ideas of Dr John Cowell', p.462.

¹³ Cowell, *Institutes of the Lawes of England*, its title-page.

¹⁴ *Ibid.*, pp.1-6.

¹⁵ John Cowell, *The Interpreter*, Cambridge, 1607, in *The English Experience*, No.231, Amsterdam and New York, 1970, its title-page.

¹⁶ カウエルの『解釈書』は、一六三七年、一六五八年、一六六一年、一六八四年、一七〇一年、一七〇六年、一七一七年に再版されたところ。McIlwain, *The Political Work of James I.* Appendix B, lxxxvii; Chrimes, 'The Constitutional Ideas of Dr John Cowell', pp.474-5.

¹⁷ Cowell, *The Interpreter*, *2.

¹⁸ Levack, *The Civil Lawyers*, preface v and pp.2-3.

¹⁹ British Library, Lansdowne Mss. 211.f.141, quoted in Sommerville, *Royalists and Patriots : Politics and Ideology in England 1603-1640*, p.114.

²⁰ Cowell, *The Interpreter*, *3-5.

²¹ 従って、カウエルの『解釈書』が「ローマ法を専攻した学者の学問的帰結」を提示するの政治的意図を反映するモンロームスの見解は「面的」である。Chrimes, 'The Constitutional Ideas of Dr John Cowell', pp.463-4.

- ²² Cowell, *The Interpreter*, sig.2S2b
- ²³ *Ibid.*, sig.2Q1a.
- ²⁴ *Ibid.*, sig.2Q1a-b.
- ²⁵ *Ibid.*, sig.3A3a.
- ²⁶ *Ibid.*, sig.3A3b.
- ²⁷ *Ibid.*, sig.3D4a.
- ²⁸ *Ibid.*, sig.3D3a-b
- ²⁹ Elizabeth Read Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610*, 2 vols., vol.1(House of Lords), vol.2 (House of Commons), New Haven, 1966, I, p.81.
- ³⁰ *Proceedings in Parliament 1610*, II, p.79.
- ³¹ Coke, *12th Reports*, 'Prohibition del Roy', p.63.
- ³² *Ibid.*, pp.64-5. クックによれば「コモン・ロー裁判所の再審は、誤審令状に基づいて一定の方式に従って行われるものであった。彼はいつ、「人民間訴訟裁判所における誤審は、王座裁判所において破棄され、王座裁判所の誤審は、議会上院において破棄される」。その際の議会上院は国王と聖俗貴族から構成され、国王は「聖俗貴族の同意をもって」審判にあたることができた。この議会の貴族院の法廷において「国王とかれの貴族たちは、他のあらゆる裁判官に優位する至高の裁判官である」。このようにクックは貴族院において聖俗貴族と一体となった国王の裁判権によって、他のコモン

ン・ロー裁判所の判決を再審することはできず、「国王自身の人格」において再審することは「コモン・ロー上認められないことだ」。このように司法の点でも、国王の持つ権能はあくまで「議会における国王」としてのものであって「国王自身の人格」がもつ単独の権能は峻拒されている。なお、この議会の誤審令状について、クックは「コモン・庶民院の同意なし」と明確に言及していることが、それを貴族院に固有のものとして考えていたことがわかる。*Ibid.*, p.64.

- ³³ *Ibid.*, p.65.
- ³⁴ S.R. Gardiner (ed.), *Parliamentary Debates in 1610*, New York, 1862, pp.9,11,30,55,75,144; *Proceedings in Parliament 1610*, II, p.344.
- ³⁵ Majla Jansson(ed.), *Proceedings in Parliament 1614 (House of Commons)*, Philadelphia, 1988, pp.422-3.
- ³⁶ *Journals of the House of Commons*, I, p.399.
- ³⁷ ヘンリー・ホバートは、法曹学院リンカーンズ・イン(Lincoln's Inn)に所属するコモン・ローヤーで、エリザベス治世下で一五八八年、一五八九年、一五九七年、一六〇一年の各議会で庶民院議員として選出され、その後、一六〇四年から一六〇一年のジェームズ治世最初の議会においても庶民院議員となっている。一六〇三年に上級法廷弁護士(serjeant-at law)となり、一六〇六年に法務総裁(Attorney-general)に任命される。一六一三年に、クックの後任として「コモン・ロー裁判所の一つである人民間訴訟

訟裁判所の首席裁判官に就任した。彼の経歴については以下を参照。

L. Stephen and S. Lee (ed.), *Dictionary of National Biography*, London, 1908, vol. IX, pp. 924-5. ズレ DNB の略記

³ ジョージ・トーマソンは、オックスフォード大学を学位未取得のまま返学し、法律学院(Middle Temple)に所属した「コモン・ローヤー」。1601年に庶民院議員となり、その2年後にシエームス治世最初の議會(1604年)から1611年にかけても庶民院議員として活動した。彼の経歴についてはズレを参照。 DNB, vol. XII, pp. 1176-7.

³⁶ *Journals of the House of Commons*, I, p. 400.

⁴⁰ *Journals of the House of Commons*, I, p. 400.

⁴¹ *Journals of the House of Commons*, I, p. 400.

⁴² *Journals of the House of Lords*, II, p. 557.

⁴³ *Proceedings in Parliament 1610*, I, pp. 18-9.

⁴⁴ 'Mr. Beaulieu to Mr. Trumbull... London, 1st March 1609', in *Memorials of affairs of state in the reigns of Q. Elizabeth and K. James I. collected (chiefly) from the original papers of Sir Ralph Winwood*, by Edmund Sawyer, 3 vols, New York, 1972, III, p. 125.

⁴⁵ *Journals of the House of Commons*, I, p. 405.

⁴⁶ *Proceedings in Parliament 1610*, I, p. 24.

⁴⁷ *State Trials*, II, pp. 382-92.

⁴⁸ *Proceedings in Parliament 1610*, I, p. 25.

⁴⁹ *Journals of the House of Commons*, I, p. 405.

⁵⁰ シエームスは、八日までに一度、カウエルを直接尋問し(*Proceedings in Parliament 1610*, p. 30) やるが、一七日に再度カウエルを尋問して、⁵² 'Sir Thomas Edmonds to Sir Ralph Winwood, London, 17th March 1609' in Winwood, *Memorials of affairs of state*, III, p. 137.

⁵¹ *Journals of the House of Lords*, II, p. 561.

⁵² *Proceedings in Parliament 1610*, I, p. 27.

⁵³ *Journals of the House of Lords*, II, p. 561.

⁵⁴ *Proceedings in Parliament 1610*, I, pp. 28-9; *Journals of the House of Lords*, II, p. 563.

⁵⁵ *Proceedings in Parliament 1610*, I, pp. 30-1.

⁵⁶ 出陣議員の回田村の書簡によれば、シエームスは国王の権原として「国王大権は神の御手から降り、国王の臣民に固有のものである。それは神がその前任者の手から降り、神に継がれ、それを受けつ所有」であると述べた。その文を引用した。 'Mr. Beaulieu to Mr. Trumbull... London, 8th March 1609' in Winwood, *Memorials of affairs of state*, III, p. 129.

⁵⁷ *Proceedings in Parliament 1610*, II, pp. 49-50; I, pp. 30-1; *Journals of the House of Commons*, I, pp. 408-9.

⁵⁸ *Proceedings in Parliament 1610*, I, p. 29.

- ⁹⁶ James VI and I, *Political Writings*, edited by J.P.Somerville, Cambridge, 1994, p.180.
- ⁹⁷ *Ibid.*, pp.181, 183
- ⁹⁸ Bracton, *De Legibus et Consuetudinibus Angliae*, English Translated by S.E. Thorne (Vol.II), Cambridge, 1968, p.306.
- ⁹⁹ Sir Thomas Smith, *De Republica Anglorum* (1583), Edited by M.Dewar, Cambridge, 1982, pp.78-9.
- ¹⁰⁰ James VI, 'The Trew Law of Free Monarchies', in his *Political Writings*, pp.73,75.
- ¹⁰¹ James F. Larkin and Paul L. Hughes (eds.), *Stuart Royal Proclamations*, 2 vols, Oxford, 1973, vol.I, Royal Proclamations of King James I, 1603-1625, pp.243-4.
- ¹⁰² Winwood, *Memorials of affairs of state*, III, p.125.
- ¹⁰³ 従って、庶民院、貴族院、ジェームズ一世がカウエル事件に関して同一の見解を持っていたことは修正主義の見方は容易には言えない。本稿で確認した「カウエル」両院の間にも明らかに温度差が見られた。ジェームズの意図は議会のそれぞれに別々の意思があったからである。
- ¹⁰⁴ *Proceedings in Parliament 1614*, p.128.
- ¹⁰⁵ *Proceedings in Parliament 1614*, p.130. カウエル事件と併せて、庶民院の司法権の先例としてこの時に取り上げられたのは、ヘンリー・ト三判の時
- と、William Lord Latimer's Case、コトパーズ判例、Michael de la Polo's Case、ハンカヤク判例、Arthur Hall's Case である。
- ¹⁰⁶ J.G.A.Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law, A Reissue with a Retrospect*, chap.III, IV; D.R.Kelly, 'History, English Law and the Renaissance', in *Past and Present* 65 (1974), p.23.
- ¹⁰⁷ Sir John Fortescue, *De laudibus legum Angliae*, edited and translated by S.B.Chrimes, Cambridge, 1949, pp.36/37-38/39. 17世紀初頭には
- 「トレスコ」
- ¹⁰⁸ Coke, *6th Reports*, Preface (To the Reader), pp.iv-v.
- ¹⁰⁹ Hayward Townshend, *Historical Collections or An Exact Account of the Proceedings of the Four Last Parliaments of Q.Elizabeth...*, London, 1680 [STC, II, 1991], p.79.
- ¹¹⁰ Sir Francis Bacon, *A Collection of Some Principall Rules and Maximes of the Common Lawes of England*, London, 1596, the Preface, B2. 本書で *The Elements of the Common Lawes of England*, London, 1630 [STC, 1134] には次のように記述された。
- ¹¹¹ Sir John Davies, *Le primer report des cases & matters resolves en les courts del roy en Irland*, Dublin, 1615, [STC, 6361], preface, sig^a4a-4b.
- ¹¹² *Proceedings in Parliament 1610*, II, pp.175-6.
- ¹¹³ Sir John Dodderidge, *The English Lawyer* (1631), Reprint,

Abingdon, 1980, pp.156-161.

⁷⁷ William Camden, *Britannia*, Newbery, 1586, [STC,4503].

⁷⁸ 17世紀の神中條強令の控訴状。その一語を引くと区條を述べた。

Thomas Hearne, *A Collection of Curious Discourse, Written by Eminent Antiquaries Upon Several Heads in Our English antiquities* Oxford, 1720.

⁷⁹ 以下に引く「ズレ秘録」中にも「Terms for the Administration of Justice in England」 in *ibid.*, pp.52-61; ‘Office and Previllege of Heralds’ in *ibid.*, pp.81-104; ‘Sterling Money’ in *ibid.*, 15-28; ‘Inns of Court’ in *ibid.*, pp.105-134; ‘Shires’ in *ibid.*, pp.29-46, etc..

⁸⁰ William Hakewill, ‘The Antiquity of the Lawes of this Island’, in Hearne, *A Collection of Curious Discourse*, pp.6-11.

⁸¹ Sir Henry Finch, *Law, or, a Discourse There of, in Four Books* (1625), A Garland Series, Classics of English Legal History in Modern Era, New York and London, 1978, p.85.

⁸² S.R.Gardiner(ed.), *Notes of the Judgement Delivered by Sir George Croke in the Case of Ship-money, in Camden Miscellany*, vol.7, 1875, p.11.

⁸³ *Proceedings in Parliament 1610*, II, pp.180,175.

⁸⁴ W.Hakewill, *The Libertie of the Subject: Against the Pretended Power*

of Impositions (1641), reprinted in *Classics of English Legal History in the Modern Era*, New York and London, 1979, pp.6-8, 11. 回轉せしむるに

并譯本の興起秘本に同じくしてある。 *Ibid.*, to the Reader, A2.

⁸⁵ 長らく引く興起秘本 *Parliamentary Debates in 1610*, pp.75-7; 以下に引く「興起秘本」 *Proceedings in Parliament 1610*, II, pp.201-21.

⁸⁶ *State Trials*, II, pp.407-76, at p.476.

⁸⁷ *State Trials*, II, pp.477-520, at p.486.

⁸⁸ Maija Jansson, and William B. Bidwell (ed.), *Proceedings in Parliament 1625*, New Haven and London, 1987, p.197.

⁸⁹ Cowell, *The Interpreter*, sig.111b-2a. その引く sig.1H3b, 1R1a, 1T1a, passim.

⁹⁰ Wilson, *The History of Great Britain*, pp.45-6.